

〔資料〕

カナダにおける企業リスク情報の開示と保証

林 隆 敏

I 調査の目的と対象

本稿の目的は、日本、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツおよびカナダを対象とした企業リスク情報の開示と保証に関する実証的国際比較研究¹⁾の一環として、カナダの財務報告制度における企業リスク情報の開示と保証を調査し、その規定内容を整理、分析することにある。調査の対象は法令・規則に基づく開示・保証制度に限定しており、環境報告書や企業の社会的責任（CSR）に関する報告書など、企業の情報開示媒体として定着しているか、または定着しつつあると考えられる媒体によるリスク情報の開示と保証は含まれていない。

II カナダの財務報告制度の枠組み

カナダの財務報告制度は、日本と同様に、会社法による規制（株主に対す

1) 筆者を除く共同研究者は次のとおりである。内藤文雄（甲南大学、研究代表者）、伊豫田隆俊（甲南大学）、永見尊（慶應義塾大学）、松本祥尚（関西大学）、山崎秀彦（専修大学）。本研究に対しては日本学術振興会・科学研究費補助金の交付を受けている（平成16年度～平成18年度、課題番号：16330086）。われわれはすでに、日本、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツおよびカナダの上場企業を対象に、企業リスク情報の開示と保証に関する意識について質問票調査を実施している。調査結果は、「企業リスク情報の開示と保証に関する意識調査～主要6ヶ国上場会社の国際比較（上）（下）」『週刊経営財務』（税務研究会）No. 2760およびNo. 2758に公表している。

る財務報告) および証券法による規制(有価証券の発行市場および流通市場における財務報告) に大別される。ここでは、それぞれの規制の枠組みを概観し、企業が作成、提出すべき財務書類、財務諸表の種類、監査その他の保証要求、ならびに会計基準および監査基準の源泉に関する規定内容を確認する。

1. 会社法による規制

会社は、カナダ連邦事業会社法に準拠して設立される場合と州・準州の会社法に準拠して設立される場合とがある。財務報告は設立時に準拠した法律によって規制される。州法については、カナダ最大の証券取引所であるトロント証券取引所が所在し、経済活動の規模が最も大きいオンタリオ州の会社法を調査対象とした。

第1表は、カナダ連邦事業会社法とオンタリオ州の事業会社法に規定されている、①作成、提出すべき財務書類、②財務諸表の種類、③監査その他の保証要求、④会計基準、および⑤監査基準をまとめたものである。

第1表 会社法による財務報告規制の概要

| 根拠法規 | カナダ連邦事業会社法および2001年カナダ連邦事業会社規則 ¹⁾ | オンタリオ州の事業会社法および事業会社法規則 ²⁾ |
|------|--|---|
| 財務書類 | <ul style="list-style-type: none"> ●年次財務諸表(比較様式)、監査報告書、および設立証書、定款または株主の合意により要求されている会社の財政状態・経営成績に関するその他の情報を株主総会に提出しなければならない(法第155条第1項)。 ●上場会社その他これに準ずる会社(規則第2条)は、監査済財務諸表をカナダ産業省が任命する担当長官(法第2条)に提出しなければならない(法第160条)。 | <ul style="list-style-type: none"> ●年次財務諸表、監査報告書、および設立証書、定款または株主の合意により要求されている会社の財政状態・経営成績に関するその他の情報を株主総会に提出しなければならない(法第154条第1項)。 ●上場会社その他これに準ずる会社(法第1条)は、オンタリオ州の証券法および関連規則により提出が求められている財務諸表をオンタリオ州証券委員会に提出しなければならない(法第156条)。 ●上場会社その他これに準ずる会社は、四半期財務諸表³⁾の謄本を株主に送付しなければならない(法第160条)。 |

| | | |
|------------|--|---|
| 財務諸表の種類 | <ul style="list-style-type: none"> ●少なくとも、貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書および財政状態変動表を含まなければならない（規則第72条第1項）。 | <ul style="list-style-type: none"> ●上場会社その他これに準ずる会社の財務諸表は、オンタリオ州の証券法および関連規則により提出が求められているものをいい、当年度および前年度の2期分を提出しなければならない（法第154条第1項）。オンタリオ州の証券法および関連規則では、年次および四半期の財務諸表として、貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書、キャッシュ・フロー計算書、および財務諸表注記の提出が求められている。 ●上場会社その他これに準ずる会社以外の会社の財務諸表には、少なくとも、貸借対照表、剰余金計算書、損益計算書、および財政状態変動表を含まなければならない（規則第42条第1項）。 |
| 監査その他の保証要求 | <ul style="list-style-type: none"> ●取締役は、設立証書の交付後に開催される取締役会において、第1回定時株主総会までの監査人を選任しなければならない（法第104条）。株主は、定時株主総会において監査人を選任しなければならない（法第162条第1項）。 ●上場会社その他これに準ずる会社以外の会社は、株主全員の同意により次の株主総会まで監査人を選任しないことも認められている（法第163条）。 ●監査人は、財務諸表に対する監査報告書を作成するために必要な監査を実施しなければならない（法第169条）。 | <ul style="list-style-type: none"> ●株主は、第1回株主総会または臨時株主総会において、第1回株主総会または次回の定時株主総会の終了時までの監査人を選任しなければならない。株主は、定時株主総会において監査人を選任しなければならない（法第149条第1項および第2項）。 ●上場会社その他これに準ずる会社以外の会社は、株主全員の同意により次の株主総会まで監査人を選任しないことも認められている（法第148条）。 ●監査人は、財務諸表に対する監査報告書を作成するために必要な監査を実施し、一般に認められた監査基準に準拠して監査報告書を作成しなければならない（法第153条第1項）。 |
| 会計基準 | <ul style="list-style-type: none"> ●法第155条第1項の年次財務諸表は、カナダにおいて一般に認められた会計原則（Canadian GAAP）に準拠して作成しなければならない。ただし、アメリカ証券取引委員会（SEC）登録企業の場合、アメリカにおいて一般に認められた | <ul style="list-style-type: none"> ●財務諸表は、規則の規定に従い、一般に認められた会計原則に準拠して作成しなければならない（法第155条）。 ●法第12章（第155条）の財務諸表は、CICAハンドブックに述べられている一般に認められた会計原 |

| | | |
|------|---|---|
| | <p>会計原則 (US GAAP) も認められる (規則第71条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● Canadian GAAP とはカナダ勅許会計士協会 (CICA) のハンドブックに示されている一般に認められた会計原則を意味し、US GAAP とはアメリカ財務会計基準審議会 (FASB) が設定する一般に認められた会計原則を意味する (規則第70条)。 | <p>則に準拠して作成しなければならない。ただし、上場会社その他これに準ずる会社は、オンタリオ州の証券法第143条において認められている他の基準 (US GAAP その他) に準拠して作成することも認められる (規則第40条)。</p> |
| 監査基準 | <ul style="list-style-type: none"> ● 法第169条の監査報告書は、カナダにおいて一般に認められた監査基準 (Canadian GAAS) に準拠して作成しなければならない。ただし、SEC 登録企業が財務諸表を US GAAP に準拠して作成し、その監査人がアメリカ公開会社会計監視委員会 (PCAOB) の基準に準拠している場合、アメリカにおいて一般に認められた監査基準 (US GAAS) も認められる (規則第71.1条)。 ● Canadian GAAS とは CICA のハンドブックに示されている一般に認められた監査基準を意味し、US GAAS とは、PCAOB によって設定される一般に認められた監査基準を意味する (規則第70条)。 | <ul style="list-style-type: none"> ● 法第12章 (第153条第1項) の監査報告書は、CICA ハンドブックに示されている監査基準に準拠して作成しなければならない。ただし、上場会社その他これに準ずる会社は、オンタリオ州の証券法第143条において認められている他の基準 (US GAAS その他) に準拠して作成することも認められる (規則第41条)。 |

- 1) カナダ連邦事業会社法 (Canada Business Corporations Act, C-44: この欄内では「法」と略称する) およびカナダ連邦事業会社規則 (Canada Business Corporations Regulations, 2001, SOR/2001-512: この欄内では「規則」と略称する) は、カナダ法務省のウェブサイト (<http://laws.justice.gc.ca/>) で閲覧できる。
- 2) 事業会社法 (Business Corporations Act R. S. O. 1990, Chapter B.16: この欄内では「法」と略称する) および事業会社法規則 (Business Corporations Act R. R. O. 1990, Regulation 62: この欄内では「規則」と略称する) は、オンタリオ州政府のウェブサイト (http://www.e-laws.gov.on.ca/tocBrowseCL_E.asp?lang=en) で閲覧できる。
- 3) 原文では中間財務諸表 (interim financial statements) であるが、四半期ごとの作成、提出が求められているので、四半期財務諸表と表記している。

カナダ連邦事業会社法とオンタリオ州の事業会社法による財務報告の枠組みには、上場会社その他これに準ずる会社に対する規制を除けば、実質的な差異はないと考えられる。オンタリオ州の事業会社法のもとでは、上場会社

その他これに準ずる会社の財務報告は、オンタリオ州の証券法に基づく財務報告との一元化が図られている。

2. 証券法による規制

カナダでは州・準州ごとに証券法（Securities Act）が制定されており、連邦レベルの証券法は制定されていない。また、証券行政も州・準州ごとの証券委員会（Securities Commission）が担当しており、連邦レベルの証券委員会は存在しない。ただし、州・準州間の証券規制および実務の差異を調整する機関として、13の州・準州の証券委員会によって構成されるカナダ証券管理機構（Canadian Securities Administrators: CSA）が設立されており、さまざまな全国命令（National Instrument）および多州間命令（Multilateral Instrument）が公表されている。また、CSAは、連邦レベルの証券規制システム（Canadian Securities Regulatory System）を構築するために、統一証券法（Uniform Securities Act）の制定に向けた活動を行っている²⁾。

ここでは、カナダ最大の証券取引所であるトロント証券取引所が所在し、経済活動の規模が最も大きいオンタリオ州の証券法および証券法規則と、複数の州・準州に登録している会社および外国会社に適用される全国命令における財務報告規制（有価証券発行時の開示を除く継続開示に限定）を概観する。第2表は、オンタリオ州の証券関連法規と継続開示義務に関する全国命令に規定されている、①作成、提出すべき財務書類、②財務諸表の種類、③監査その他の保証要求、④会計基準、および⑤監査基準をまとめたものである。

第2表 証券法による財務報告規制の概要

| | | |
|------|---|----------------------------------|
| 根拠法規 | オンタリオ州の証券法、証券法規則、証券委員会規則 ^{1) 2)} | 全国命令51-102「継続開示義務」 ³⁾ |
| 財務書類 | ●報告発行体は、次の財務書類をオ | ●報告発行体(投資信託を除く)は、 |

2) Canadian Securities Administrators, *Introduction to the Canadian Securities Administrators*, http://www.csa-acvm.ca/pdfs/Introduction_to_CSA_170206_Eng.pdf.

| | | |
|---------|---|--|
| | <p>ンタリオ州証券委員会に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤年次財務諸表（法第78条第1項） ➤四半期財務諸表（法第77条第1項）⁴⁾ | <p>次の財務書類をオンタリオ州証券委員会に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤年次財務諸表（第4.1項(1)） ➤四半期財務諸表（第4.3項(1)(2)） ➤年次財務諸表および四半期財務諸表に関連する経営者による討議と分析（第5.1項）⁵⁾ ➤年次情報開示様式（第6.1項）⁶⁾ |
| 財務諸表の種類 | <ul style="list-style-type: none"> ●年次財務諸表には全国命令51-102第4.1項に規定されている財務表を含めなければならない（オンタリオ州証券委員会規則51-801「全国命令51-102：継続開示義務の適用」⁷⁾ 第3.1項） ●四半期財務諸表には全国命令51-102第4.3項に規定されている財務表を含めなければならない（オンタリオ州証券委員会規則51-801第3.2項） | <ul style="list-style-type: none"> ●年次財務諸表には、貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書、キャッシュ・フロー計算書、および財務諸表注記が含まれる（第4.1項）。 ●四半期財務諸表には、貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書、キャッシュ・フロー計算書、および財務諸表注記が含まれる（第4.3項）。 |
| 監査規定 | <ul style="list-style-type: none"> ●法第78条第1項の年次財務諸表には、規則に準拠して作成された監査報告書を添付しなければならない。監査人は、この監査報告書を作成できるように監査を実施しなければならない（法第78条第2項および第3項）。 | <ul style="list-style-type: none"> ●第4.1項(1)の年次財務諸表には監査報告書を添付しなければならない（第4.1項(2)）。 ●第4.3項(1)(2)の四半期財務諸表がレビューされていない場合、その旨を記載した通知書を添付しなければならない。レビューに着手したが完了できなかった場合、その旨および理由を記載した通知書を添付しなければならない。レビューが実施され、レビュー報告書に限定事項が記載されている場合、レビュー報告書を添付しなければならない（第4.3項(3)）。 |
| 会計基準 | <ul style="list-style-type: none"> ●年次財務諸表および四半期財務諸表は、規則および一般に認められた会計原則に準拠して作成しなければならない（法第78条第1項および法第77条第1項）。 ●法および規則により要求される財務諸表は一般に認められた会計原則と法および規則の該当する規定に準拠して作成しなければならない（規則第2条）。 ●全国命令52-107「許容される会計原則、監査基準および報告通貨」⁸⁾ | <ul style="list-style-type: none"> ●財務諸表は、公開会社に適用される Canadian GAAP に準拠して作成しなければならない（全国命令52-107第3.1項）。 ●SEC登録発行体（SEC Issuer）は、一定の条件の下で U.S. GAAP の適用も認められる（全国命令52-107第4.1項）。 ●外国発行体（Foreign Issuer）は、一定の条件の下で U.S. GAAP、国際財務報告基準、当該発行体が属する国の会計基準の適用も認め |

| | | |
|------|--|--|
| | <p>が適用される財務諸表に関しては右に同じ(規則第1条第3項)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●それ以外の場合で、その状況に適した勧告がCICAハンドブックに示されている場合、CICAハンドブックに勧告されている会計原則(規則第1条第3項)。 ●発行体がカナダあるいはカナダの州または準州以外の区域で設立または組織されている場合、当該区域において法令により規定されている原則、または、当該区域においてCICAに相当する組織によって勧告された原則(規則第1条第4項)。 | <p>られる(全国命令52-107第5.1項)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●US GAAPとは、SECが実質的な権威ある支持を有すると認められたアメリカにおいて一般に認められた会計原則を意味し、1934年証券取引所法に基づくレギュレーションS-XおよびレギュレーションS-Bを含む(全国命令52-107第1.1項)。 |
| 監査基準 | <ul style="list-style-type: none"> ●全国命令52-107が適用される財務諸表に関しては右に同じ(規則第1条第3項)。 ●それ以外の場合で、その状況に適した勧告がCICAハンドブックに示されている場合、CICAハンドブックに勧告されている監査報告書および監査基準(規則第1条第3項)。 ●発行体がカナダあるいはカナダの州または準州以外の区域で設立または組織されている場合、設立した区域において法令により規定されている原則、または、その区域においてCICAに相当する組織によって勧告された原則(規則第1条第4項)。 | <ul style="list-style-type: none"> ●財務諸表はCanadian GAASに準拠した監査を受けなければならない(全国命令52-107第3.2項)。 ●SEC登録発行体は、一定の条件の下でU.S. GAASの適用も認められる(全国命令52-107第4.2項)。 ●外国発行体は、一定の条件の下でU.S. GAAS、国際監査基準、当該発行体が属する国の監査基準の適用も認められる(全国命令52-107第5.2項)。 ●U.S. GAASとは、アメリカにおいて一般に認められた監査基準を意味し、監査人の独立性に関するSEC規則を含む(全国命令52-107第1.1項)。 |

- 1) 証券法 (Securities Act, R.S.O. 1990, CHAPTER S.5: この欄内では「法」と略称する) および証券法規則 (Securities Act R.R.O. 1990, Regulation 1015: この欄内では「規則」と略称する) は、オンタリオ州政府のウェブサイト (http://www.e-laws.gov.on.ca/tocBrowseCL_E.asp?lang=en) で閲覧できる。オンタリオ州証券委員会規則は、オンタリオ州証券委員会のウェブサイト (http://www.osc.gov.on.ca/Regulation/Rulemaking/rrn_index.jsp) で閲覧できる。
- 2) 1934年証券取引所法第12条により証券を登録しているか、同法15(d)条により報告書の提出を要求されているアメリカの発行体は、アメリカの連邦証券法制に従って年次財務諸表、四半期務諸表、監査報告書、年次報告書、経営者による討議と分析などを作成し、SECに提出することによって、カナダの証券法制における要求を満たしたものとみなされる。Ontario Securities Commission, National Instrument 71-101, *The Multijurisdictional Disclosure System*, November, 1998, paras

15.1 and 15.2.

- 3) Ontario Securities Commission, National Instrument 51-102, *Continuous Disclosure Obligations*, December, 2003. 全国命令はカナダ証券管理機構のもとで作成されるが、最終的な承認と適用は州・準州の証券委員会の権限である。
- 4) 原文では中間財務諸表 (interim financial statements) であるが、四半期ごとの作成、提出が求められているので、四半期財務諸表と表記している。
- 5) 経営者による討議と分析 (Management's Discussion & Analysis: MD&A) とは、オンタリオ州証券委員会の様式51-102F1「経営者による討議と分析」を意味し、SEC登録発行体の場合には、様式51-102F1または1934年証券取引所法に基づくSEC規則S-K第303項または規則S-B第303項に準拠して作成された MD & A を意味する (全国命令501-102第1.1項)。
- 6) 年次情報開示様式 (Annual Information Form) とは、オンタリオ州証券委員会の様式51-102F2「年次情報開示様式」を意味し、SEC登録発行体の場合には、様式51-102F2または1934年証券取引所法に基づく年次報告書 (様式10-K、様式10-KSBまたは様式20-F) を意味する (全国命令501-102第1.1項)。
- 7) Ontario Securities Commission, Rule 51-801, *Implementing National Instrument 51-102 Continuous Disclosure Obligations*, June, 2003.
- 8) Ontario Securities Commission, National Instrument 52-107, *Acceptable Accounting Principles, Auditing Standards and Reporting Currency*, April, 2004.

カナダにおける財務報告制度の枠組みに関するここまでの整理に基づけば、カナダの上場会社その他これに準ずる会社のリスク情報の開示媒体としては、年次および四半期の財務諸表、年次および四半期の MD & A、および年次情報開示様式が考えられる。年次財務諸表は監査を要求されているが、四半期財務諸表の監査またはレビューは任意である。会計基準 (GAAP) および監査基準 (GAAS) の源泉としては CICA ハンドブックが指定されており、MD & A および年次情報開示様式の作成に関しては証券委員会の規則が適用される。

Ⅲ リスク情報の開示規定

ここでは、上述の財務報告制度の枠組みに関する理解に基づき、財務諸表における開示とその他の開示書類 (MD & A および年次情報開示様式) における開示に区分して、リスク情報の開示に関連する規定の内容を確認する。なお、主な開示項目については、実際の開示例を資料として示している³⁾。

1. 財務諸表における開示

財務諸表におけるリスク情報の開示について、CICA ハンドブックの会計セクションには次のような規定がある⁴⁾。リスク情報は基本的に財務諸表注記への記載が求められている。

(1) 測定の不確実性 (第1508節)

重要な測定の不確実性 (measurement uncertainty) の性質を開示することが求められている (第06項)。測定の不確実性とは、財務諸表に計上する項目の金額の決定における不確実性をいい、財務諸表計上額と当該項目の合理的な可能性を有する他の金額に差異がある場合に存在する (第03項)。

測定の不確実性の開示には、当該不確実性をもたらす状況の説明と当該不確実性の予想される帰結に関連する情報が含まれる (第11項)。財務諸表計上額が短期間 (財務諸表期日から1年を超えない期間をいう (第2項)) に大きく変動する合理的な可能性がある場合、重要な測定の不確実性の程度を開示することが必要である (第7項)。このような開示を行う場合、企業に重大な負の影響を及ぼす可能性がある場合を除いて、測定の不確実性の影響を受ける項目の財務諸表計上額を開示することが求められており、開示しない場合にはその理由を開示しなければならない (第8項)。測定の不確実性を適切に説明するために、次のような関連情報を開示することも考えられる (第13項)。(a)金額の見積りに用いた主な前提および当該前提が変更される可能性に関する説明、(b)合理的な可能性を有する金額の幅を開示する場合、当該幅を決定するために用いられた前提の変化に対する当該幅の敏感さ、(c)過去の前提に対して行われた変更に関する説明、および(d)見積りの変更に対する敏感さが開示される場合、その敏感さの理由。

3) これらの開示例は、CSA が運営する電磁書類分析・検索システム (System for Electronic Document Analysis and Retrieval: SEDAR, http://www.sedar.com/homepage_en.htm) を利用して収集した。証券関連法規の適用を受ける上場会社その他これに準ずる会社は、法定開示書類をSEDARに提出することが義務づけられている。

4) トロント大学ロットマン経営大学院 (Joseph L. Rotman School of Management, University of Toronto) のビジネス情報センターが契約しているKnotia社 (Knotia Canada Limited Partnership) のデータベースを利用した。

資料1 Bank of Montreal 社 (2005年10月31日決算)

財務諸表注記22 従業員将来給付 (一部抜粋)

前提に対する敏感さ

年金給付債務、その他の従業員将来給付債務、および関連する費用の測定に用いた主な経済的前提 (加重平均) を次表に示している。この表に示された感度分析は仮定に基づくものであり、各前提の変化は線形ではない可能性もあることに注意して利用することが必要である。各変数の感度は他の変数の変化とは独立に計算されている。実際には複数の変数が同時に変化するかもしれない。ある1つの変数の変化が他の変数の変化をもたらし、それが感度を増幅または減少させるかもしれない。

| (金額単位は百万カナダドル) | 年金 | | その他の 従業員将来給付 | |
|-------------------|----------|----------|--------------------|--------------------|
| | 給付 債務 | 給付 費用 | 給付 債務 | 給付 費用 |
| 割引率(%) | 5.3 | 6.0 | 5.5 | 6.2 |
| 影響: 1% 上昇時(\$) | (501) | (13) | (117) | (3) |
| 1% 下落時(\$) | 625 | 16 | 150 | 3 |
| 給付率(%) | 3.8 | 3.9 | 3.8 | 3.9 |
| 影響: 1% 上昇時(\$) | 24 | 2 | 1 | - |
| 1% 下落時(\$) | (26) | (2) | (1) | - |
| 資産利益率(%) | na | 6.7 | na | 8.0 |
| 影響: 1% 上昇時(\$) | na | (33) | na | (1) |
| 1% 下落時(\$) | na | 33 | na | 1 |
| 健康保険コストの全般的な傾向(%) | na | na | 7.7 ⁽¹⁾ | 8.0 ⁽²⁾ |
| 影響: 1% 上昇時(\$) | na | na | 129 | 10 |
| 1% 下落時(\$) | na | na | (104) | (9) |

⁽¹⁾ 2013年にかけて4.5%に下落し、その後は同水準で推移。

⁽²⁾ 2013年にかけて4.4%に下落し、その後は同水準で推移。

na - 該当なし

(2) セグメント情報 (第1701節)

公開会社 (株式や債券が公開市場で取引されている企業)、共同企業、銀行および保険会社については、次のような各種のセグメント情報の開示が求められている。

- 報告セグメントごとの損益、総資産、外部顧客からの収益、他セグメン

トからの収益、受取利息、支払利息など（第30項）。

- 報告セグメントごとの重要な影響下にある被投資会社への投資額および固定資産への支出額（第31項）。
- 報告セグメントごとの損益および資産の測定に関する説明（第34項）。
- 報告セグメントの収益合計や資産合計と企業の総収益や総資産との調整（第35項）。
- 顧客からの収益に関する商品・サービス別の情報（第39項）
- 顧客からの収益および固定資産に関する地域別の情報（第40項）。
- 主要な顧客（単独で収益の10%以上を占める顧客）に対する依存度に関する情報（第42項）。

資料2 Maple Leaf Foods 社（2005年12月31日決算）

財務諸表注記23. セグメント財務情報

当社の事業活動は次の3つの事業セグメントに分類され、この分類を事業種類別のセグメント情報の開示に用いている。

（中略）

2005年および2004年12月31日に終了した事業年度

（金額単位：千カナダドル）

| | 2005 | 2004 |
|-------------------|--------------|--------------|
| 顧客に対する売上高 | | |
| 食肉製品グループ | \$ 4,300,290 | \$ 4,127,255 |
| 農業関連事業グループ | 816,776 | 924,912 |
| 製パン事業グループ | 1,345,515 | 1,312,816 |
| | \$ 6,462,581 | \$ 6,364,983 |
| 事業損益（事業再構築コスト控除前） | | |
| 食肉製品グループ | \$ 59,881 | \$ 68,440 |
| 農業関連事業グループ | 101,862 | 98,736 |
| 製パン事業グループ | 101,291 | 89,188 |
| | \$ 263,034 | \$ 256,364 |
| 資本的支出 | | |
| 食肉製品グループ | \$ 59,287 | \$ 51,833 |
| 農業関連事業グループ | 36,266 | 34,879 |
| 製パン事業グループ | 56,577 | 70,065 |

| | | |
|-------------|--------------|--------------|
| | \$ 152,130 | \$ 156,777 |
| 減価償却費および償却費 | | |
| 食肉製品グループ | \$ 62,788 | \$ 60,816 |
| 農業関連事業グループ | 24,502 | 21,323 |
| 製パン事業グループ | 45,199 | 43,355 |
| | \$ 132,489 | \$ 125,494 |
| 総資産 | | |
| 食肉製品グループ | \$ 1,550,439 | \$ 1,463,253 |
| 農業関連事業グループ | 639,622 | 603,055 |
| 製パン事業グループ | 694,519 | 702,137 |
| 共通資産 | 305,200 | 269,688 |
| | \$ 3,189,780 | \$ 3,038,133 |

当年度のカナダ国外の顧客に対する売上高は1,753.9百万カナダドル（2004年度は1,840.3百万カナダドル）であり、そのうち901.0百万カナダドル（2004年度は962.2百万カナダドル）はアメリカの顧客に対する売上であった。

(3) 契約上の義務（第3280節）

現在の財政状態または将来の事業活動との関連において、次のような重要な契約上の義務（contractual obligations）の詳細を開示することが求められている（第1項）。

- (a) 事業の性質に固有のものではない高い投機リスクを有する契約。
- (b) 財政状態または通常の事業活動との関連において異常な支出をもたらす契約。
- (c) 株式発行を伴う契約。
- (d) 将来の相当の期間にわたって特定の支出の水準を左右する契約。

資料3 Rentcash 社（2005年6月30日決算）

財務諸表注記17 契約上の事業協定

当社は、子会社である Insta-Rent 社を通じて、Brick Warehouse社およびその子会社である United Furniture Warehouse 社（ライセンス供与者）とライセンス協定を締結した。この協定は2004年10月1日に締結された。

協定期間は5年であり、当事者のどちらか一方によって解除されない限り期間終了時ごとに自動的に5年間延長される。この協定に基づき、当社の小売事業の大部分はライセンス供与者の店舗所在地に所在している。したがって、この協定の失効は当社の小売事業に重大な影響を及ぼすことになる。

この協定において、当社は各店舗の営業利益の50%に相当する額をライセンス料として支払うことに合意している。損失を計上した店舗については、その損失は繰り越されて将来の利益と相殺される。2005年度に支払ったか、または支払うべき営業利益の50%額は638,000カナダドルであり、そのうち260,000カナダドルは未決済で、2005年6月30日現在の支払手形および未払費用として計上している。また、2005年6月30日現在、将来の店舗利益と相殺することができる店舗損失に関連する見積将来便益は約116,000カナダドルである。この便益はそれが実現した時点で認識される。

(4) 偶発事象 (第3290節)

偶発事象 (contingencies) は、「1つあるいは複数の将来事象が発生するか、または発生しないことにより最終的に解消される、企業に生じうる利得または損失に関する不確実性を有する既存の状態または状況」と定義されている。不確実性の解消は、資産の獲得または負債の減少、あるいは資産の喪失・減損または負債の発生により確認される (第2項)。将来事象の発生可能性は、(1)発生の可能性は高い (likely)、(2)発生の可能性はわずかである (unlikely)、および(3)決定不能 (not determinable) に区分されている (第6項)。

偶発損失については、(1)将来事象の発生可能性は高いが損失額を合理的に見積もることができない場合、(2)将来事象の発生可能性が高いため損失を計上したが、計上額を超える損失が発生する可能性がある場合、または(3)将来事象の発生可能性を決定できない場合には、財務諸表期日における偶発損失の存在を財務諸表注記に開示することが求められている (第15項)。通常は保険を付す重要なリスクに十分な保険を付していないことは偶発事象ではないが、当該事実を開示することが望ましい (第16項)。発生の可能性は低い、発生した場合には企業の財政状態に重大な悪影響を及ぼすかもしれない

偶発損失は、開示することが望ましい（第17項）。なお、財務諸表期日に資産が獲得されていたか、または負債が減少していたことを確認する将来事象の発生可能性が高い場合、偶発利得の存在を財務諸表に注記することが求められている（第21項）。また、偶発利得または偶発損失を財務諸表に注記する場合、(a)偶発事象の性質および(b)偶発利得または偶発損失の見積額、あるいは金額を見積ることができない旨を開示することが求められている（第22項）。

資料4 Winpak社（2006年1月1日決算）

財務諸表注記17 偶発事象

所得税

2005年度に、1992年から1994年までの課税年度に関する偶発事象が解決した。カナダ歳入庁は、利息に対する課税に関して当社が提出した不服申立書に対する最終決定を下した。この決定は当社に有利なものであり、当期の連結損益計算書に410千ドルの利息収入と210千ドルの税金の払い戻しを計上している。2005年度に、アメリカ内国歳入庁は、2004年の権限のある当局（Competent Authority）による認定*に従って、所得税およびそれに対する利息を払い戻した。

法律事項

通常の事業活動の過程において、当社はさまざまな訴訟を提訴されている。経営者はこれらの訴訟について争っており、また、訴訟の結果が当社の財務状況に重要な負の影響を及ぼすことはないものと考えている。

*引用者注：カナダとアメリカの租税条約に基づく課税当局による認定

（5）経済的依存（第3841節）

得意先、仕入先等の単独または複数の取引先に事業の相当量を依存している場合、当該取引先に対する経済的依存を開示し、説明することが求められている（第2項および第3項）。特定の取引先に依存しているか否かの決定にあたっては、ある取引先との取引が同じ期間と条件での他の取引先との取引によって代替することの容易さを考慮する（第5項）。当該取引先との取引は容易に代替可能であり、経済的に依存はしていないが、その取引量が多

い場合には、取引の性質と範囲を開示することが望ましい（第6項）。このような取引先との関係の影響を説明するためには、当該取引先との取引金額と、取引量が企業および企業が属する業種において平均的なものであるか否かに関する説明を開示することが望ましい（第7項）。

資料5 Stonepoint Global Brands 社（2005年12月31日決算）

財務諸表注記12 経済的依存および信用リスク

当社は、2003年1月に開始した5年間の協定に基づいて、日本の一顧客に対して製品を販売している。この顧客は当社の継続事業からの収益の96%（2004年度は97%）と売掛金の71%（2004年度はなし）を占めている。2005年12月31日以降に、この顧客との協定は2013年まで延長された。

（6）金融商品－開示および表示（第3861節）

金融商品（金融資産、金融負債および持分金融商品）については、次のような情報の開示が求められている。

- ヘッジ会計が適用される主たる取引種類ごとのヘッジ方針を含む、財務リスク管理の目的と方針（第41項）。
- 金融資産、金融負債および持分金融商品の種類ごとに、将来キャッシュ・フローの金額、時期および確実性に影響する重要な期間と条件を含む、金融商品の範囲と性質に関する情報（第43項）。
- 金融資産および金融負債の種類ごとに、(a)契約上の価格再設定（repricing）日または満期日のいずれか早い日付、および(b)該当する場合には、有効な利子率を含む金利リスクに関する情報（第49項）。
- 金融資産の種類ごとに、(a)他者が金融商品に関する債務を履行できなかった場合の担保の公正価値を考慮しないで、貸借対照表日における最大の信用リスクをもっともよく表す金額、および(b)信用リスクの重大な集中を含む、信用リスクに関する情報（第58項）。
- 金融資産および金融負債の種類ごとに、資産および負債の公正価値（第69項）。

資料 6 Atrium Biotechnologies 社 (2005年12月31日決算)**財務諸表注記 2 重要な会計方針の要旨****ヘッジおよび派生金融商品**

当社は、当社に対する信用供与枠に関連する金利変動に関する現在および将来のリスクを管理するために、派生金融商品（金利スワップ）を利用している。当社は、売買目的または投機目的では独立の派生金融商品を利用していない。当社は各派生金融商品を信用供与枠のヘッジ手段として正式に文書化し、指定している。当社は、派生金融商品はヘッジの設定時点および商品の満期日までの期間にわたって有効なヘッジ手段であり、商品の基準額および利子率は負債のすべての条件に対応することを確認している。当社は、負債の固定金利および変動金利の組み合わせとそれに対応する資金借入コスト総額を管理する計画の一部として、金利スワップを利用している。金利スワップは、金利支払いの基礎である元本を交換することなく利息を交換する取引である。この取引は、負債に対する利息費用の調整として処理される。取引の相手方に支払うべき金額または相手方から受け取るべき金額は経過利息の調整として処理される。金利スワップ契約を契約満了前に解除する場合、またはヘッジ対象の満期日前にヘッジ手段が有効ではなくなった場合、実現および未実現の損益はすべて貸借対照表に計上され、関連するヘッジ対象負債の残存期間にわたって期間配分される。負債を繰上返済した場合、スワップに関係する実現および未実現の損益はすべて、負債の繰上返済時に損益計算書に計上される。

財務諸表注記21 金融商品**派生金融商品の説明****金利リスクの管理**

当社は、金利の変動を管理するために金利スワップ契約を結んでいる。このスワップ契約の想定元本は50,000,000アメリカドルである。この契約により、当社は4.925%の固定金利を支払い、3ヶ月 LIBOR（2005年12月31日現在4.5%）に基づいた変動金利を受け取る。この金利スワップ契約は、回転信用供与枠（revolving credit facility）について発生する変動金利の支払いに対するキャッシュ・フロー・ヘッジ手段として指定されている。このスワップの公正価値は119,000アメリカドルであり、2008年12月8日に満期を迎える。

公正価値

現金および現金同等物、売掛金、買掛金および未払費用、ならびに未払

買収費用は、短期間に満期を迎えるために、その公正価値を帳簿価額で概算している。長期負債の公正価値は、計算の時点で同一の満期日と借入期間で借り入れることができる借入金に適用される利率で将来キャッシュ・フローを割り引いて算定されたものである。長期負債の公正価値は106,023,000アメリカドル（2004年度は46,505,000アメリカドル）である。短期投資の公正価値は2,955,000アメリカドル（2004年度は2,121,000アメリカドル）である。短期投資は投資信託と社債で構成されており、その利子率は年3.75%から4.33%で、2006年5月から6月にかけて異なる日に満期を迎える。

信用リスク

当社が信用リスクの集中の影響を受ける可能性がある金融商品は、現金および現金同等物、短期投資および売掛金の3つである。現金および現金同等物と短期投資は、非常に信用度の高い発行者によって発行された商品で構成されている。そのため経営者は、現金および現金同等物と短期投資に関連する信用リスクは非常に小さいと考えている。当社は通常、売掛金については顧客に担保を要求しない。しかし、与信枠の拡大は信用調査の後に行っている。さらに、当社はすべての顧客について継続的な信用状況のレビューを行っており、売掛金が回収不能であると決定された場合には貸倒引当金を設定している。貸倒引当金の金額は、2005年および2004年の12月31日現在で、それぞれ469,000アメリカドルおよび205,000アメリカドルである。

為替リスク

フランスに所在する子会社の取引はユーロ建てで行われ、カナダに所在する子会社の取引はカナダドル建てで行われているので、当社が晒されている為替リスクは限定的なものである。当社は、カナダで製造した製品の輸出（ほぼ全額がアメリカドル建て）による為替リスクに晒されている。

金利リスク

当社が晒されている金利リスクは次のとおりである。

| | |
|------------|------------|
| 現金および現金同等物 | 変動金利 |
| 短期投資 | 固定金利 |
| 売掛金 | 無利息 |
| 買掛金および未払費用 | 無利息 |
| 未払買収費用 | 無利息 |
| 長期負債 | 無利息および変動金利 |

(7) ヘッジ (第3865節)

ヘッジ手段として認められる金融派生商品あるいは金融派生商品ではない金融資産または金融負債を保有または発行している場合、当該金融派生商品等の保有または発行の目的、当該目的の理解に必要な背景、および当該目的を達成するための戦略に関する財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することが求められている (第63項)。この情報には、個々のリスクヘッジ手段に対するリスク管理方針を含むことが望ましいとされている (第65項)。

資料7 Sci Income Trust 社 (2005年12月31日決算)

財務諸表注記1 重要な会計方針

(o) 派生金融商品とヘッジ活動

Simmons社* は、アメリカドルの為替レート変動 (注12(c)参照) の影響を削減するために、派生金融商品を利用している。Simmons社は、売買目的または投機目的では派生金融商品を保有または発行していない。Simmons社は、ヘッジ会計の決済法 (settlement method) により派生金融商品を会計処理している。この方法によれば、オフバランスの派生金融商品は、ヘッジ項目が決済された時点で記録される。ヘッジ会計の適用が認められるためには、ヘッジ開始時にヘッジ関係が適切に文書化されていなければならない。かつ、ヘッジ開始時およびヘッジ期間を通じてヘッジ関係が有効であるという合理的な保証がなければならない。ヘッジ関係が有効であるためには、ヘッジ手段とヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動に高い相関性が要求される。

* 引用者注：Sci Income Trust 社の事業目的は、Simmons社の普通株式を100%保有し、信託受益者に利益を分配することである。

(8) ゴーイング・コンサーン問題

CICAハンドブックの会計セクションでは、第1000節「財務諸表の諸概念」において財務諸表は継続企業を前提として作成されることが述べられているが (第58項)、企業の存続能力に関わるリスク情報の開示を要求する基準は設けられていない。ただし、保証セクション (第5510節) において、単独でまたは複合して継続企業としての存続を危うくする状況として次のものが例

示されており（第52項）、偶発事象と同様に GAAP に準拠した会計処理、開示または表示が行われていなければ、監査意見の限定または不適正意見の表明が求められている（第50項および第53項）。

- 継続的な営業損失の計上
- 運転資本の深刻な不足
- 事業継続に必要な資金を調達できないこと
- 既存の債務契約条項を遵守できないこと
- 単独または複数の偶発事象が悪影響を及ぼす可能性
- 債務返済資金の不足
- 事業活動を大幅に削減するか、清算する計画
- 事業活動の停止を強制する外部要因

資料 8 Response Biomedical 社（2005年12月31日）

財務諸表注記 1 表示の基礎

（中略）

連結財務諸表は、当社が通常の事業活動の過程において将来にわたって資産を実現し負債を返済することができると仮定する継続企業基準である、カナダにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成されたものである。

当社はこれまで相当の損失を計上しており、2005年12月31日現在、4,263,915カナダドルの累積損失がある。当社が継続企業として事業を継続する能力は、収益性のある事業を行い追加資金を獲得することができるか否かと、株主の継続的な支援に依存している。経営者は予想される成長に向けた資金を調達するために、新株発行を計画している（2006年度の資金調達に関する注17(a)を参照）。これらの事項の結果は現時点では予測することができない。十分な追加資金を調達できない場合には、経営者は当社の事業活動を削減することが必要になるだろう。

連結財務諸表には、当社が事業を継続できない場合に必要となる資産および負債の金額と分類に対するいかなる修正も含まれていない。

(9) 引当金

売掛金および受取手形とその他の貸付金について、次のような規定が設け

られている。

① 売掛金および受取手形（第3020節）

売掛金および受取手形とは、商品およびサービスの販売による短期の売掛金および受取手形をいい、その他の売掛金および受取手形については第3025節「貸付金の減損」が適用される（第3項）。売掛金および受取手形については次のような処理が求められている。

- (a) 回収不能であることが判明した場合には速やかに損失処理し、全額を回収できないことが判明した場合には見積回収可能額まで評価を切り下げる（第10項）。
- (b) すべての既知の回収不能な勘定について損失処理した後に、売掛金および受取手形（割引手形を含む）残高の回収にあたって追加的な損失が発生すると予想される場合には、貸倒引当金を設定する。売掛金および受取手形の貸倒引当金控除後の金額は、最新の状況に照らし、かつ事業の継続を想定して、回収に関する合理的な保証が存在する最善の見積金額とする（以上、第12項）。
- (c) 期末日の貸倒引当金の金額は、期末日の売掛金および受取手形残高について、すべての既知の状況を考慮して計算する（第13項）。
- (d) 貸倒引当金は、納税目的による計算方法ではなく、一般に認められた慣行にしたがって計算する（第14項）。

なお、表示については後述の金融商品に関する規定が適用される。

② 貸付金の減損（第3025節）

貸付金（loan）とは、特定日にまたは要求に応じて、通常は利息を付けて返済するという約束のもとでの、貸主から借主への現金またはその他の資産の交付により生じる金融資産をいい、次のものを含む。(1)消費者の割賦金およびクレジット・カード利用代金、(2)住宅抵当貸付、(3)事業者、金融機関、政府およびその機関に対する商取引上の抵当貸付その他の貸付のような、個人以外に対する貸付金、(4)期間優先株式（term preferred shares）、利息年払式無担保債券（income debentures）、小規模事業者社債

(small business bonds) など貸付に準ずる債権、および(5)実質的な貸付であるファイナンス・リースおよびその他の資金供与契約。また、貸付金の減損に対する引当金とは、貸付金の見積実現可能価額に対する帳簿価額の超過額をいう（以上、第2項）。

このような貸付金の減損に対する引当金については、次のような情報を財務諸表に開示することが要求されている（第42項）。

- (a) 類似の特徴を有する貸付金の分類ごとに、減損が認識された個々の貸付金の帳簿価額の合計額および減損に対する引当金の金額。
- (b) 共通の引当金が設定された貸付金の分類ごとに、貸付金の帳簿価額およびそれぞれの減損に対する引当金の金額。
- (c) 当期に抵当権を行使した貸付金の帳簿価額および貸付金の減損に対する引当金の戻入額。

また、貸付金の減損に対する引当金に関して、当期に利益から控除する金額の算定にあたって考慮した事象および状況とともに、貸付金の減損に対する引当金額の算定基礎の開示が求められている（第43項）。

資料9 Royal Bank of Canada 社（2005年10月31日決算）

財務諸表注記1 重要な会計方針と見積り

貸付金

貸付金は、貸倒引当金および前受利息と未償却の貸付費用からなる前受収益を控除した金額で表示している。

貸付金は、元本および利息の全額を適時に回収できる合理的な保証はもはやないと経営者が判断した時点で減損貸付金に分類される。返済が期限から90日遅れた場合、クレジット・カード利用代金と連邦政府、州政府またはその関連機関（以下、カナダ政府機関とする）の1つまたは複数により保証されている貸付金以外の貸付金は、完全に担保が確保されており、支払期限から180日以内の返済が合理的に期待できる場合を除いて、減損貸付金に分類される。クレジット・カード利用代金は返済が180日遅れた時点で償却される。カナダ政府機関により保証された貸付金は、返済が365日遅れた時点で減損貸付金に分類される。貸付金に減損が認識された場合、利息の見越計上は中止され、すでに見越計上している未収利息は貸

倒引当金により損失処理される。減損貸付金に対する利息は貸倒引当金に加算される。

(中略)

貸付金に減損が認識された場合、貸付金の帳簿価額は、期待将来キャッシュ・フローを当該貸付金に固有の有効利率で割り引くことによって測定される、見積実現可能価額に減額される。それ以降の期間においては、償却貸付金の回収額および貸付金の帳簿価額の何らかの増加額は、連結損益計算書において貸倒引当金に加算される。貸付金の一部分が償却され、残額が再構築された場合、元本または利息の回収可能性および返済が期限から90日以上遅れないことについて合理的な疑いがなければ、新しい貸付金は発生基準で処理される。

(以下略)

財務諸表注記4 貸付金⁽¹⁾

(金額単位：百万カナダドル)

| | 2005 | 2004 |
|----------------------|------------|------------|
| カナダ | | |
| 住宅抵当貸付 | \$ 88,808 | \$ 80,168 |
| 個人 | 33,986 | 30,415 |
| クレジット・カード | 6,024 | 6,298 |
| 事業者および政府 | 34,443 | 29,897 |
| | 163,261 | 146,778 |
| アメリカ | | |
| 住宅抵当貸付 | 1,375 | 1,053 |
| 個人 | 6,248 | 5,849 |
| クレジット・カード | 118 | 108 |
| 事業者および政府 | 13,517 | 12,338 |
| | 21,258 | 19,348 |
| その他 | | |
| 住宅抵当貸付 | 860 | 777 |
| 個人 | 811 | 584 |
| クレジット・カード | 58 | 50 |
| 事業者および政府 | 5,666 | 5,023 |
| | 7,395 | 6,434 |
| 貸付金合計 ⁽²⁾ | 191,914 | 172,560 |
| 貸倒引当金 | (1,498) | (1,644) |
| 貸倒引当金控除後の貸付金合計 | \$ 190,416 | \$ 170,916 |

⁽¹⁾ 通貨や債務者の居住地に関係なく、その地域において記録されたす

すべての貸付金を含む。

- (2) 67百万ドル（2004年度は86百万ドル）の前受収益を控除した金額である。

減損貸付金^{(1), (2)}

| | 2005 | | 2004 | |
|----------|--------|----------|--------|--------|
| | 総額 | 引当金 | 純額 | 純額 |
| 住宅抵当貸付 | \$ 136 | \$ (10) | \$ 126 | \$ 133 |
| 個人 | 169 | (103) | 66 | 78 |
| 事業者および政府 | 469 | (169) | 300 | 561 |
| | \$ 774 | \$ (282) | \$ 492 | \$ 772 |

- (1) 契約上は支払期限から90日遅れているが減損とは考えられていない貸付金が304百万カナダドル（2004年度は219百万カナダドル、2003年度は222百万カナダドル）ある。

- (2) 減損貸付金総額の平均残高は903百万カナダドル（2004年度は1,529百万カナダドル、2003年度は2,045百万カナダドル）である。

(10) 保証（会計ガイドライン14）

保証（guarantee）は次のように定義されている（第4項）。

- (a) 被保証者の資産、負債または持分証券に関連する基礎条件の変更にに基づき、保証者に対して被保証者への支払いを要求する条件を含む契約。
- (b) 他企業が合意した成果を達成できないことに基づき、保証者に対して被保証者への支払いを要求する条件を含む契約（成果保証）。
- (c) 被補償者（被保証者）の資産、負債または持分証券に関連する基礎条件の変更にに基づき、補償者（保証者）に対して被補償者への支払いを要求する条件を含む補償合意（契約）。
- (d) 被保証者への支払いが被保証者の資産、負債または持分証券に関連する基礎条件の変更には基づかないけれども、他者の債務の間接的な保証。

なお、ここで支払いとは、現金、金融商品、その他の資産、または企業の株式の交付、あるいはサービスの提供をいう（第4項）。

保証者は、当該保証に基づいて何らかの支払を行わなければならない可能性がわずかな場合であっても、保証ごとにあるいは類似する保証の分類ごと

に、次の情報を開示することが求められている（第9項）。

- (a) 保証条件の概要を含む保証の性質、保証に至った経緯、および保証の実行を要求される事象または状況。
- (b) 償還請求または担保に関する条件によって回復される可能性がある金額（下記の(d)、(e)および(f)を参照）を考慮する前の、保証により保証者が将来に支払を要求される可能性がある金額の最高額（割引前）。保証の条件により将来の支払額に上限がない場合にはその旨。将来の支払額の最高額を見積もることができない場合には、その理由。
- (c) 当該保証により保証者が負っている債務について現在の負債計上額があれば、その金額（偶発債務として認識されている金額を含む）。
- (d) 当該保証により支払った金額について保証者が第三者から回復することを可能にする償還請求条件の性質。
- (e) 担保として保有しているか第三者が保有している資産で、引き金となる事象または状況の発生により、当該保証により被保証者に支払った金額の全部または一部を回復するために保証者が取得し、処分できる資産の性質。
- (f) 見積りが可能な場合、当該保証により将来に支払う可能性がある金額の最高額を補償すると期待される、上記(e)の資産の売却により得られる収入の概算範囲値。

資料10 QLT社（2005年12月31日）

財務諸表注記21 コミットメントおよび保証

（中略）

当社は、通常の事業活動の過程において、製造物責任、特許権侵害、契約違反および不実表示を含む特定事項に関する補償、ならびに、当社が通常の事業活動の過程において締結する臨床試験、ライセンス、サービス、製造、供給、流通およびその他の協定における第三者に対するその他の補償を付している。これらの補償の条件は共通の基本協定に定められている。将来における支払いの最高額と最長期間（遡及を含む）は関連する協定により決定される。2005年12月31日現在、これらの補償に関する金額は発生

していない。さらに、QLT USA 社と Sanofi-Synthelabo 社との間でアメリカとカナダにおける Eligard* のマーケティングおよび販売に関して締結された協定により、QLT USA 社は、Sanofi-Synthelabo 社およびその関係会社に対して、一定の補償を付している。この補償には、TAP Pharmaceuticals 社およびその共同原告によって QLT USA 社および Sanofi-Synthelabo 社に対して開始された訴訟（連結財務諸表注記23を参照）に関連して生じる可能性のある、知的財産権の侵害による賠償も含まれている。

*引用者注：QLT 社の商品名（登録商標）

(11) 中間財務諸表（第1751節）

中間財務諸表（CICA ハンドブックでは中間会計期間は特定されていない）は原則として、直近事業年度の財務諸表に適用したのと同じ会計方針およびその適用方法によって作成することが求められている（第18項）。なお、中間財務諸表に最低限開示することが求められている情報（第14項）のなかに、次のようリスク情報が含まれている。

- 当該事業年度の前中間会計期間に報告された見積値および前事業年度に報告された見積値の変更が当中間会計期間に重要な影響を及ぼす場合、その性質および金額。この情報は、当中間会計期間および期首から当中間会計期末までの期間について開示する。
- 報告セグメントごとの外部顧客からの収益、他セグメントからの収益、直近の年次財務諸表に開示された数値や情報の重要な変動といったセグメント情報。この情報は、当中間会計期間および期首から当中間会計期末までの期間について、対応する前期の情報との比較形式で開示する。
- 偶発事象の存在、事象の発生可能性、およびその金額、ならびに保証に関する情報について、直近の事業年度末からの変動。

2. その他の開示書類における開示

(1) 経営者による討議と分析

オンタリオ州証券委員会の様式51-102F1「経営者による討議と分析」⁵⁾に

よれば、MD & A には、会社の状況に応じて次の①～⑬の情報を記載することが求められている。このうち①③⑤⑥⑦⑪⑬が、とくにリスク情報に関連する。

① 全般的な業績

会社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に関する分析。事業に影響する合理的な可能性を有する既知の傾向、需要、契約、事象または不確実性に関する討議。前年度の業績との比較。

② 主要な年次財務情報

③ 経営成績

直近事業年度の経営成績に関する分析の一環として、将来の業績に影響すると合理的に考えられる契約、事象、リスク、不確実性の分析、およびインフレーションや特定の価格変動が売上高や損益に与える影響の分析。

資料11 GSW 社 (2005年12月31日決算)

傾向、リスクおよび不確実性

当社は、その事業活動に関連するさまざまな傾向、リスクおよび不確実性に影響される。以下では、2005年度およびそれ以降の当社の経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性のある多くの傾向、リスクおよび不確実性を要約する。

外国為替

当社は事業の大部分を米国において展開しており、そのために為替レートの変動の影響を受ける。給湯設備セグメントの事業活動の大部分はアメリカを拠点としており、会計目的上は独立して扱われている。したがって、その事業活動に対する会社の純投資額から生じるすべての損益は繰り延べられ、株主持分のなかに独立項目として記録される。アメリカを拠点とする事業活動によって報告された売上高と純利益もまた、カナダドルへの換算に影響される。建築資材セグメントの売上高の大部分はアメリカにおけるものである。その結果、建築資材セグメントは、外国為替が経営成績に

5) Ontario Securities Commission, Form 51-102F1, *Management's Discussion & Analysis*, June, 2003.

及ぼす影響を部分的にヘッジするために、定期的に外国為替に関する契約を締結している。当社は2006年1月に、2006年1月から10月にかけて1アメリカドル=1.1660カナダドルの平均レートで5.0百万アメリカドルを売却する契約を結んだ。当社はまた、事業活動に利用しないアメリカドル建ての貨幣性資産を保有している。これらの資金はアメリカにおいて投資されることが予想される。これらの貨幣性資産に関する未実現損益は、損益計算書に為替差損益として計上しない。

供給

当社は、給湯設備事業で使用する鋼鉄、合成樹脂、制御装置、バルブおよびその他の特殊な部品、ならびに建築資材事業で使用するPVC樹脂および鋼鉄の安定的な供給元を必要としている。当社はこれまで、製品の製造に必要なすべての原材料および部品の安定的な供給を確保してきたが、PVC樹脂や鋼鉄のようなある種の原材料は、素材価格の変動の影響を受けてきた。当社は、供給を確保し、価格を決定するために、供給に関する取り決めを結んでいる。鋼鉄のような原材料は、取り決めた基本価格に追加料金が課されることがある。

すべての供給に関する取り決めは、価格、品質および利用可能性について絶えずレビューされている。原材料および部品は製造に使用する前に広範囲にわたって検査されているが、給湯設備セグメントおよび同業の製造業者は、稀ではあるものの、原材料および部品の仕入先の選択を誤ることがある。当社はそのような供給先に補償を求める方針を採用している。

製造物責任

給湯設備セグメントは、とくにアメリカにおいてさまざまな製造物責任訴訟を提訴されている。当社および産業全体は、その製品設計を改善するために、また消費者に製品の使用法をよりよく理解してもらうために、継続的に努力している。アメリカおよびカナダのいずれも、特定のガス式給湯機器に対して可燃性蒸気への抵抗器を要求する規則を採用している。これらの規則は、アメリカでは2003年6月以降に、カナダでは2004年6月以降に、それぞれ段階的に発効している。これらの規則により製造物責任訴訟につながる事故を減少させることが期待される。当社は、製造物責任保険の引き受けについて外部第三者である保険会社への依存度を引き下げするために、完全所有子会社である保険会社を有している。同子会社は、損失引当に関する独立の専門家によって算定された損失引当金を設定している。

顧客への依存

給湯設備セグメントおよび建築資材セグメントはそれぞれ、大規模卸売業者の大口顧客を有している。給湯設備セグメントの大口顧客は、2005年

度の連結売上高の44%および給湯設備セグメントの売上高の44%を占めている(2004年度はそれぞれ44%および47%)。建築資材セグメントの大口顧客は、2005年度の連結売上高の4%および建築資材セグメントの売上高の66%を占めている(2004年度はそれぞれ5%および67%)。今後、この大規模卸売業者に対する売上高が他の顧客に対する売上高よりも高い伸び率で増加した場合、この大規模卸売業者からの収益を失うことが各セグメントまたは当社の経営成績に悪影響を及ぼすリスクが高くなる。

原価の増加に応じて販売価格を値上げすることの困難さ

当社は特定の販売経路における製品価格の引き上げを制約されている。当社の売上高のほとんどは大規模卸売業者と給湯機器レンタル業者に対するものであり、両者とも基本的に、既存の事業計画に組み込んでいる当社製品の販売価格の上昇を受け入れない。

競争

当社は、それぞれの事業セグメントにおいて数多くの大規模会社と競争している。経営者は、強力な販売体制、コスト水準の低さ、効率的な流通への集中、および水準の高い顧客サービスにより、当社は主たる競合会社と有効に競争できると考えている。

産業の設備

北米の給湯機器産業は設備過剰であり、それはこの産業に属する企業間のさらなる価格競争をもたらしかねない。さらに、海外の給湯機器が北米市場に参入しており、給湯機器の新規販売および買い換えに影響を及ぼし、国内製造業者の設備過剰水準を高めるかもしれない。

信用リスク

当社は、通常の事業活動の過程において信用販売を行っている。当社は、継続的な信用評価と、信用リスク、過去の経験および経済環境に基づく貸倒引当金の設定を行っている。

規制上の基準

カナダおよびアメリカの政府およびその他の機関は、給湯機器および手すり・柵に対して定期的に新しい規制を導入する。規制基準の変更は一般に、新基準を満たすための開発費用を発生させ、概して製品の製造原価を増加させる。このような開発費用および製造原価の増加分を販売価格の値上げによって回収できる保証はない。

特許権

当社は、社内での研究開発活動と製造技術の買収または使用許諾契約を通じて、製品および製造技術を継続的に開発し、改善している。当社は、保護する意義のある相当な改善や新技術である場合を除いて、一般的には

研究開発内容に関する特許を申請しない。当社は、保有している特許権が侵害されたと思われる場合には、特許権の保護手段を講じるつもりである。
ブランド

当社は、大規模卸売業者に販売している製品に用いるために、他者によって所有されているブランド名の使用許諾契約を結んでいる。このブランド名が利用できなくなった場合に、この大規模卸売御者が当社の製品を購入し続ける保証はない。

④ 四半期業績の要約

⑤ 流動性

(1)短期および長期にわたって、会社の能力を維持し、計画している会社の成長に応じ、または開発活動に資金を供給するために十分な現金または現金同等物を生み出す能力、(2)資金需要、契約、事象または不確実性を考慮した会社の流動性の傾向または予測される変動、(3)運転資本の必要性、(4)金融商品に関連する流動性リスク、(5)運転資本が不足しているか、不足する見込みである場合、債務を満期日に返済する能力および運転資本不足を改善するための方法、(6)流動性に影響する財政状態あるいは損益またはキャッシュ・フローの状況、(7)子会社からの資金移動に対する法的なまたは実際上の制約と、その制約が債務返済能力に及ぼす影響、および(h)配当金、リース料、元利金等の不履行または延滞に関する分析。

資料12 GSW 社 (2005年12月31日決算)

流動性

当社は、当期のすべての投資活動と銀行借入金の返済に充てた資金を、営業活動により獲得した現金で賄った。前期には、給湯設備セグメントの大幅な取引量の増加に対応するために、営業活動により獲得した現金を運転資本に再投資しなければならなかった。経験的に、取引量が大幅に増加する年度においては、年度の前半には現金は営業活動に充当され、年度の後半には十分な現金が営業活動により獲得される。

資産を更新し、設備能力の限界を高め、製造設備を維持または改善する

ための2006年度の資本的支出は、11.0百万カナダドルから13.0百万カナダドルになると見積もられている。

当社は、顧客の要求を満たすために、既存設備による製造を拡張し続けている。顧客の需要に応じるために、2007年度半ばまでに追加設備が必要になると見込まれている。このMD&Aの作成時点では設備を拡張する決定は行われていないため、拡張用資金は2006年度の資本的支出見積額には含まれていない。

⑥ 資本の源泉

期末時点における資本的支出に関する契約、資本の源泉の構成や調達コストを含む既知の傾向または予期される変動、および準備しているが未使用の資金調達源泉などを含む分析。

資料13 GSW社（2005年12月31日決算）

資本の源泉

当社は、2005年12月31日現在、既存の事業活動に利用する必要のない約23百万カナダドルの現金および現金同等物を保有している。これに加えて当社は、期末時点で利用可能な30百万ドルの資金借入枠を有している。

当社の子会社はアメリカにおいて、2005年12月31日現在、30百万アメリカドル（34.9百万カナダドル）の利用可能な資金借入枠を有している。同子会社は、2006年度第一四半期に、顧客に対するリベートの支払原資としてこの借入枠を利用する予定である。この借入枠は、同子会社の一般的な事業活動における資金需要についてのみ利用されることになっている。

当社の保険子会社は、2005年12月31日現在、約19百万アメリカドル（22.1百万カナダドル）の市場性ある有価証券を保有しており、それらは同子会社に対する支払能力規制を満たすためには必要のないものである。同子会社は、信用状の発行者に対して、すべての市場性ある有価証券を担保として提供している。支払能力規制を超える資産は、信用状発行者の事前の同意がなければ引き出すことができない。当社は同子会社から資金を回収する予定はない。

当社は、2005年12月31日現在、合計2.0百万カナダドルの固定資産を購入する取引契約を結んでいる。2005年度に購入した固定資産は15.7百万ドルである。そのなかには、設備能力を維持するための支出、新製品開発に

対する支出、および設備能力の限界を高めるための支出を含む。2006年度には、既存設備に対する11.0百万カナダドルから13.0百万カナダドルの資本的支出を予定しており、その原資のほとんどは営業活動によるキャッシュ・フローにより賄われる予定である。資本的支出の性質は2005年と同様である。

すでに説明した給湯設備セグメントの成長の結果、単位あたりの成長速度の継続を想定すると、顧客の要求を満たすために2年以内に製造設備を拡張する必要がある。このMD&Aの作成時点では製造設備を拡張する決定は行われていない。拡張資金は、伝統的な資金源である借入れと事業活動によって調達されることになるであろう。

⑦ オフバランス・シート契約

流動性および資本の源泉への影響を含め、現時点でまたは将来において会社の財政状態または経営成績に影響するすべてのオフバランス・シート契約に関する、その事業活動上の目的、経済的実態、関連するリスク、および主な契約条項などの説明。

資料14 Samuel Manu-Tech 社 (2005年12月31日決算)

オフバランス・シート契約

当社は、2005年12月31日現在、さまざまな金融機関による1.6百万カナダドルの信用状を決済していない。これらの信用状は、通常の事業活動の過程において生じたものである。当社は、未決済の信用状の金額について発生基準による支払利息を含む手数料を支払わなければならない。未決済の信用状の金額を考慮すれば、この手数料の金額は重要なものではない。

当社は、さまざまな外国通貨の将来キャッシュ・フローをヘッジするために、複数の金融機関と為替契約を結んでいる。これらの契約は、受注残高、当社の市場における現在の状況、および過去の経験に基づいて見積もられた各種通貨の期待キャッシュ・フローに対応したものである。すべての為替契約は正式なヘッジ手段であり、文書化され、四半期ごとに評価されている。これらの契約から生じる為替差損益は、ヘッジ対象項目に生じる為替差損益と相殺される。

2005年12月31日現在、当社は、2006年1月3日期限、1アメリカドル＝1.167カナダドルの先物為替予約による3.0百万アメリカドルの引き渡し義

務を負っていた。

さらに当社は、先物為替予約による0.7百万ユーロの引き渡し義務を負っていた。この契約は2006年1月6日から4月26日までに期限を迎え、為替レートは1ユーロ=1.3625カナダドルないし1.4490カナダドルであった。当社はまた、先物為替予約による0.1百万ポンドの引き渡し義務を負っていた。この契約は2006年1月5日から3月3日までに期限を迎え、為替レートは1ポンド=2.0221カナダドルないし2.1639カナダドルであった。

⑧ 関連当事者取引

⑨ 第4四半期に生じた事象や項目の影響

⑩ 計画されている取引の影響

⑪ 重要な会計上の見積り

個々の重要な会計上の見積りに関する説明、ならびに会計上の見積値およびその変更が財務諸表に及ぼす影響などの開示。重要な会計上の見積りとは、見積りの時点で非常に不確実性の高い事項に関する仮定を必要とし、当期に使用可能な他の見積値または事業年度間で合理的に生じうる見積値の変更が、会社の財政状態とその変動または経営成績に重要な影響を与えうる場合の見積りをいう。

資料15 GSW社（2005年12月31日決算）

重要な会計上の見積り

製造物責任と保険損失準備金

当社は、製造物責任に備えて自家保険と保険商品を併用している。購入した保険商品の一部には、適格な保険会社である当社の完全所有子会社と外部第三者である保険会社による再保険が付されている。保険損失引当金は保険子会社において設定され、製造物責任引当金は該当する各社において設定されている。この引当金は、損失引当に関する独立の専門家によって作成された損失予測基準およびモデルに従って算定、調整されている。製品保証引当金には、American Water Heater社の買収により引き受けることとなった債務も含まれている。それは、同社が当社による買収前に販売した製品に関して買収日時点では発生していなかったが、将来発生する

可能性のある製造物責任である。この引当金は、買収日時点で稼働していた American Water Heater 社の製品数が減少するにつれて、切り下げられる。製品保証引当金および保険損失引当金は連結貸借対照表の長期負債の部に計上されている。これらの引当金の変動額は、連結損益計算書に営業費用として計上されている。これらの引当金の変動額はまた、連結キャッシュ・フロー計算書において、現金収支を伴わない項目または営業活動に関する長期負債の変動として計上されている。

製品保証

給湯機器産業における製品保証は一般に、他の主な消費者向け機器よりも期間がかなり長い。当社の給湯機器の保証期間は1年から12年にわたっており、6年が最も多い。当社はすべての製品について、過去の経験と各製品に特有の要因に基づき、製品保証費用および引当金を算定している。予想製品保証費用は、当該製品が販売された会計期間の連結損益計算書において、売上原価または販売費および一般管理費として費用計上している製品保証引当金は連結貸借対照表の長期負債の部に計上されている。製品保証引当金は経営者によって定期的にレビューされ、過去の経験および新情報に基づき、必要に応じて調整されている。

所得税

当社は税法と税率が異なるさまざまな国で事業活動を行っている。所得税の報告は国内および国外の課税当局による検査の対象である。実効税率は、当社が事業活動を行っているさまざまな管轄区で得た所得の組み合わせ、それら管轄区の税法の変更、当社が事業活動を行っている国々の間での租税条約の変更、および繰延税金資産および繰延税金負債の見積価値の変化によって、年ごとに異なる。納税引当金の適切な金額を計算するために、重要な判断が行われている。その計算に必要な見積価値の変更は、納税引当金の金額を大幅に増加または減少させる可能性がある。

⑫ 会計方針の変更（初年度適用を含む）

⑬ 金融商品その他類似取引

金融商品の性質、範囲、相互関係、目的とともに、金融商品に関連するリスクの説明と分析およびリスク管理方法の説明。金融商品の公正価値の見積りに使用した前提の開示。

なお、四半期 MD&A では、上記記載項目のうち、主要な年次財務情報を除く各項目について内容を更新することが求められている。これには、当該

四半期および期首から当該四半期末までの期間における業績の分析（前年同期の経営成績およびキャッシュ・フローの状況との比較を含む）、経営成績の変化、および継続中の事業活動に関連しない利益または損失の分析、財政状態、経営成績またはキャッシュ・フローの状況に影響する事業活動の季節性の分析、当四半期末の財政状態と直近年度末の財政状態の比較が含まれる。

（2）年次情報開示様式

オンタリオ証券委員会の様式 51-102F2⁶⁾ では、年次情報開示様式の「事業活動の概況」区分に、会社とその事業活動に関連するリスク要因（Risk Factors）を記載することが求められている。

リスク要因には、キャッシュ・フローおよび流動性の問題、経営管理者の経験、会社の事業活動に固有の一般的なリスク環境および健康に関わるリスク、主要な役員・従業員への依存、規制上の制約、経済的または政治的状況、および投資者の有価証券購入に関する意思決定に影響しうるその他の事項が含まれる（第5.2項）。

資料16 Forbes Medi-Tech 社（2006年3月31日提出、見出し項目のみ）

リスク要因

- 過年度における損失計上
- 追加資金の必要性
- 将来における収益性および利益獲得は不確実であること
- 少数の顧客および製品への依存
- 競争状況
- 製造にかかわるリスク
- 製造物責任、否定的な報道、保険
- 製品の市場での受け入れにかかわるリスク
- 成長の必要性
- 臨床試験にかかわるリスク
- 追加製品または既存製品を他国で販売するための追加的な研究開発の必要性

6) Ontario Securities Commission, Form 51-102F2, *Annual Information Form*, June, 2003.

- 新製品の開発
- 薬品および栄養補助食品の研究に固有のリスク
- 他社との提携戦略に関連するリスク
- 当社の知的財産権に関連するリスク
- 当社の特許権に関連するリスク
- 他者が特許を所有している技術の使用許可が得られる保証はないこと
- 他者の特許権の侵害による損害賠償請求に関連するリスク
- 科学的な知識・技術を有した人材への依存
- 政府規制全般
- 機能的食品に関する政府規制
- 薬品に関する政府規制
- 製品の表示および広告に関する制限
- 副作用のリスク
- 健康保険制度における保険業者および政府による管理
- 技術的な陳腐化のリスク
- 政治・経済リスク
- 環境リスク
- 株価および株式の流動性の不安定さ
- 配当は支払わない方針であること
- 買収防止規定
- 外国通貨および為替
- 経営者の利害対立
- 重要な契約上の義務に関連するリスク

IV リスク情報の保証規定

ここでは、財務諸表とその他の開示書類（MD & A および年次情報開示様式）に区分して、CICA ハンドブックの保証セクション⁷⁾におけるリスク情報の保証に関連する規定を確認する。

7) CICA ハンドブックの保証セクションには、保証業務に関する基準として、(1)財務諸表の監査基準、(2)財務諸表のレビュー基準、および(3)財務諸表以外の財務情報のレビュー基準が含まれている。また関連業務に関する基準として、(1)財務諸表以外の財務情報に対する特定の監査手続の適用結果に関する報告業務に関する基準と(2)調製業務に関する基準が含まれている。

1. 財務諸表

財務諸表（注記を含む）に記載されているリスク情報については、基本的には、GAAPに準拠した会計処理、開示および表示が行われているか否かを確かめることが要求される。財務諸表での開示が求められている諸項目に関連する規定は次のとおりである。

（1）測定の不確実性

特段の規定はない。後述の「経営者確認書」を参照されたい。なお、第5305節「会計上の見積り」において、経営者による会計上の見積りが財務諸表全体の観点から合理的であるか否かを評価できるように十分かつ適切な監査証拠を入手することが求められている（第08項）。

（2）セグメント情報

保証および関連業務ガイドライン26「セグメント開示」に、報告セグメントの識別と、報告セグメントごとおよび企業全体のセグメント情報開示に関する具体的な監査手続の指針が示されている。

（3）契約上の義務

特段の規定はない。

（4）偶発事象

第5510節「偶発事象」において、偶発事象の会計処理、開示および表示がGAAPに準拠しているか否かを確かめることが求められている。なお、偶発事象の会計処理、開示および表示がGAAPに準拠していることを裏づける十分にして適切な監査証拠を入手した場合、監査意見を限定してはならず、かつ監査報告書で偶発事象に言及してはならない（第49項）。条件付限定意見（subject-to opinion）の表明と説明区分（explanatory paragraph）または事項の強調（emphasis of matter）のような監査報告書への説明の追加は明確に禁止されている。なお、後述の「経営者確認書」を参照されたい。

（5）経済的依存

特段の規定はない。

(6) 金融商品－開示および表示

第5306節「公正価値の測定および開示」において、財務諸表における公正価値の測定および開示が GAAP に準拠しているか否かを評価することが求められている（第22項）。この評価にあたって、監査人は例えば次のような手続を実施することになる。なお、後述の「経営者確認書」を参照されたい。

- 公正価値の測定、表示および開示に関連する特別な行動をとる経営者の意図、および公正価値の変動が財務諸表にどのように報告されているかに関する監査証拠の入手（第26項）。
- GAAP において公正価値の代替的な測定方法が許容されている場合、または公正価値の測定方法が規定されていない場合、採用されている公正価値の測定方法の適切性の評価（第28項）。
- 公正価値の測定方法の継続性の評価（第31項）。

(7) ヘッジ

特段の規定はない。

(8) ゴーイング・コンサーン問題

ゴーイング・コンサーン問題への対応は偶発事象の監査報告規定（第5510節）に含まれており、消極的な評価責任が規定されている。監査人は、継続的な営業損失の計上や運転資本の深刻な不足といった、企業の存続能力に疑念をもたらす状況（第52項）に気づいた場合、企業がその資産の帳簿価額を実現し、継続企業として事業を継続する能力に及ぼす影響の程度を評価することが求められる。財務諸表における開示の十分性を評価するにあたっては、開示された情報が、会社が通常の事業活動の過程において資産を実現し負債を返済し続けることができない可能性について、財務諸表の読者の注意を明確に喚起しているかどうかを評価しなければならない（第53項）。監査報告については偶発事象（第49項）と同様である。なお、企業の存続能力に疑念をもたらす状況は、財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクに関する考慮事項（第5095節「合理的な保証と監査リスク」第12項）、および企業および企業環境の理解における考慮事項（第5141節「企業および企業環境の理解

ならびに重要な虚偽表示リスクの評価」第04項)の1つとして例示されている。

(9) 引当金

特段の規定はない。

(10) 保証

特段の規定はない(偶発事象に含まれる)。次の「経営者確認書」を参照されたい。

(11) 経営者確認書

第5370節「経営者による陳述」において、経営者から書面による確認を入手することが求められており(第16項)、その記載事項には次のようなリスク情報に関する事項が含まれている(第17項および第18項)。

- 財務諸表における公正価値の測定値および開示の基礎にある重要な前提の合理性。
- 経営者にとって既知であり、CICAハンドブック第1508節により開示が要求されている測定の不確実性。
- 保証債務を含む偶発利得および偶発損失。
- 環境問題から生じる債務または偶発事象に関する知識。

(12) 中間財務諸表のレビュー

先に確認したとおり、カナダの上場会社その他これに準ずる会社は、会社法および証券法により四半期財務諸表の作成、提出を要求されているが、四半期財務諸表の監査またはレビューは任意である。

CICAハンドブック第7050節の第26項によれば、中間財務諸表のレビューの目的は、中間財務諸表をカナダにおいて一般に認められた会計原則に準拠したものとするために必要な重要な修正事項の存在に監査人が気づいたか否かを報告することであり、レビュー手続は、質問、分析的手続、および討論(discussion)、ならびに重要な修正の必要性を示す情報に気づいた場合の追加的な質問その他の手続からなる。レビュー報告書には、(1)レビューの性質、(2)中間財務諸表をカナダにおいて一般に認められた会計原則に準拠したもの

とするために必要な、重要な修正事項の存在に気づいたか否か、および(3)修正が必要な事項に気づいた場合には、当該事項の性質と（容易に決定できるならば）当該事項が中間財務諸表に及ぼす影響を記載するか、または(4)いかなる保証も提供できない旨およびその理由を記載する。

第7050節にはレビュー手続について具体的な指針が示されているが、そこには次のようなりスク情報に関連する指針が含まれている。

① ゴーイング・コンサーン

レビュー手続の実施により、企業の存続能力に疑念をもたらす状況に気づいた場合、当該状況がもたらす負の影響に対処するための経営計画に関して経営者に質問するとともに、当該状況に関する中間財務諸表における開示の適切性を考慮することになるが、通常は、経営者の対応を裏づける監査証拠を入手する必要はない（第36項）。

② 偶発事象

レビューでは通常、確証的証拠を入手するための手続は実施しないので、訴訟、請求またはその他の偶発事象に関して企業の法律顧問に確認状を送付する必要はない。しかし、訴訟、請求またはその他の偶発事象に関する GAAP 違反の可能性を示す情報に気づき、それについて法律顧問が情報を有していると考えられる場合には、特定の事項について法律顧問に質問することが望ましい（以上、第41項）。

③ 経営者確認書

経営者から書面による確認を入手することが求められており（第42項）、その記載項目として、(1)保証、および CICA ハンドブック第1508節により開示が要求されている重要な会計上の見積りが中間財務諸表に適切に開示されていること、(2) CICA ハンドブック第3290節により認識または開示が要求されている偶発利得および偶発損失はないことが例示されている（例示 E）。

(13) 監査報告書

資料17は、カナダの監査基準に準拠して作成された、年度財務諸表に対す

る標準的な無限定適正意見監査報告書の事例である。50社の財務諸表を個別に確認したが、監査意見が限定された監査報告書および意見拒否の事例は発見できなかった。資料18は、SEC登録企業（カナダで設立された企業）の監査人が、アメリカの財務諸表利用者向けにゴーイング・コンサーン問題に関する財務諸表注記についてのコメントを記載している監査報告書である。資料8（資料18の会社のゴーイング・コンサーン問題に関する財務諸表注記）をあわせて参照されたい。先に述べたように、カナダの監査基準は、監査報告書にゴーイング・コンサーン問題に関する説明区分を記載することを禁止している。

四半期財務諸表の監査またはレビューは任意であり、また、レビューが実施された場合であっても、限定事項がある場合を除いてレビュー報告書の添付は要求されていないため、四半期財務諸表に対する監査報告書またはレビュー報告書の事例は発見できなかった。資料19は、四半期財務諸表が監査人によるレビューを受けていない旨の通知書である。

資料17 407 International 社（2005年12月31日決算）

監査報告書

407 International 社

株主各位

われわれは、407 International 社の2005年12月31日および2004年12月31日現在の連結貸借対照表、ならびに同日をもってそれぞれ終了する会計年度の連結損益および剰余金結合計算書および連結キャッシュ・フロー計算書を監査した。

連結財務諸表に対する責任は経営者にある。われわれの責任は、監査に基づいて連結財務諸表に対する意見を表明することにある。われわれは、カナダにおいて一般に公正妥当と認められた監査基準に準拠して監査を行った。監査基準は、連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るように監査を計画し、実施することを求めている。監査は財務諸表の金額と開示を裏づける証拠の試査による検証を含む。また監査には、財務諸表全体の表示の評価とともに、適用された会計原則と経営者

によって行われた重要な見積りの評価も含まれる。

われわれの意見では、連結財務諸表は、カナダにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、会社の2005年12月31日および2004年12月31日現在の財政状態、ならびに同日をもってそれぞれ終了する会計年度の経営成績およびキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示している。

署名（事務所名）

Deloitte & Touche LLP

勅許会計士

署名（事務所名）

PricewaterhouseCoopers LLP

勅許会計士

トロント、カナダ

2006年2月13日

資料18 Response Biomedical 社（2005年12月31日決算）

監査報告書

Response Biomedical 社

株主各位

（本文略）

バンクーバー、カナダ

2006年3月3日（注17に

ついては2006年4月7日）

Earsnt & Young, LLP

勅許会計士

アメリカの読者に対するカナダとアメリカの監査報告の

差異に関する監査人のコメント

アメリカの報告基準は、連結財務諸表注記の注1に記載されているような、会社の継続企業としての存続能力に重大な疑念をもたらす状況または事象により財務諸表が影響されている場合には、監査報告書に説明区分を追加することを求めている。われわれは、カナダにおいて一般に認められた監査基準および公開会社会計監視委員会（アメリカ）の基準に準拠して監査を実施したが、2006年3月3日付（注17については2006年4月7日付）

の株主宛監査報告書は、このような状況または事象が財務諸表に適切に開示されている場合には監査報告書においてそれらに言及することを認めていない、カナダの報告基準に準拠して作成されている。

バンクーバー、カナダ
2006年3月3日（注17に
ついては2006年4月7日）

Earsnt & Young, LLP
勅許会計士

資料19 Outlook Resources 社（第一四半期、2006年2月28日決算）

中間財務諸表のレビュー

全国命令51-102の第4部第4.3項(3)(a)は、監査人が中間財務諸表のレビューを実施しなかった場合には、財務諸表は監査人によってレビューされていない旨を記載した通知書を添付することを求めている。

添付の Outlook Resources 社の未監査中間財務諸表は、会社の経営者によって作成されたものであり、財務諸表に対する責任は経営者にある。会社の独立監査人はこれらの財務諸表のレビューを実施していない。

2. その他の開示書類

証券関連法規は、監査人による MD & A と年次情報開示様式の監査またはレビューを要求していない。しかし、CICA ハンドブック第7500節「年次報告書、半期報告書およびその他の開示書類への監査人の関与」によれば、監査人は、年次報告書、半期報告書、ならびに証券監督当局に提出するために作成された年次情報開示様式および MD & A（以下、これらを総称して「指定開示書類」（designated public documents）という）に関与しているものとみなされ、一定の手続を実施することが求められている。なお、四半期 MD & A については、四半期財務諸表の監査またはレビュー業務を実施した場合にのみ関与しているとみなされる（第04項、第05項および第09項）。

監査人は、指定開示書類について、(a)財務諸表および（該当する場合には）監査報告書が指定開示書類に正確に転載または要約されているか否かを確か

めるための手続、および(b)開示書類に含まれる財務情報および非財務情報が財務諸表に関する疑問を生じさせるか否か、または財務諸表と矛盾すると考えられる財務情報、非財務情報または業務の過程で得た知識があるか否かを確かめるための手続を実施することが求められている。なお、これらの手続の目的は、その他の情報（指定開示書類に含まれる財務諸表および（該当する場合には）監査報告書以外の情報）の正確性、信頼性または完全性に対する保証を提供することではない（第11項、第20項および第23項）。監査人は、指定開示書類をその公表前に入手し、定められた手続を実施するように指示されている。公表前に指定開示書類を入手できなかった場合には、公表後速やかに手続を実施するとともに、会社の監査委員会とその状況について話し合うことを検討することが求められている（第14項）。

監査人は、指定開示書類に含まれる財務諸表に虚偽表示があると結論し、監査（またはレビュー）報告書をまだ発行していないか、監査結果を口頭で伝達しておらず、経営者が虚偽表示を修正する意思がない場合には、監査（またはレビュー）報告書を修正すべきである。すでに監査（またはレビュー）報告書を発行したか、監査結果を口頭で伝達している場合には、CICAハンドブック第5405節「監査報告書の日付」または第7050節「監査人による中間財務諸表のレビュー」に準拠して、監査委員会または取締役会と協議すべきである（第28項）。

監査人は、指定開示書類における(a)財務諸表および（該当する場合には）監査報告書の誤り、(b)その他の情報の修正が必要な財務諸表との不一致、または(c)重要な事実の虚偽表示を満足のいくように解決できない場合には、当該事項を監査委員会および（または）取締役会に伝達し、監査報告書の利用および指定開示書類における監査人の氏名の利用に同意しない旨を取締役会に通知し、かつ、監査契約の辞退を検討することが求められている（第35項）。監査人は、開示書類に記載漏れその他の明らかな証券関連法規違反があることに気づいた場合、経営者にその旨を知らせることになる。経営者が明確な改善策を講じない場合には、経営者に対して会社の法律顧問を交えて当該問

題を検討するように提案するかもしれない。それでも満足のいく解決が得られない場合には、追加的な対応を検討することになる（第36項）。

V むすび

カナダの財務報告制度における企業リスク情報の開示と保証について、本調査で確認した内容は、次のように要約できる。

- 法定の継続開示書類（財務書類）のうち、リスク情報の開示媒体として考えられるのは、年次および四半期の財務諸表、年次および四半期のMD & A、および年次情報開示様式である。
- 上場会社その他これに準ずる会社の財務諸表には、貸借対照表、損益計算書、剰余金計算書、キャッシュ・フロー計算書、および財務諸表注記が含まれる。
- 一般に認められた会計原則（GAAP）および一般に認められた監査基準（GAAS）としてCICAハンドブックが指定されており、MD & Aおよび年次情報開示様式の作成に関しては証券委員会規則が適用される。
- 財務諸表では、測定の不確実性、セグメント情報、契約上の義務、偶発事象、特定の取引先への経済的依存、金融商品（ヘッジを含む）、ゴーイング・コンサーン問題、引当金、および保証に関連するリスク・不確実性の注記開示が求められている。
- MD & A では、会社の財政状態、経営成績およびキャッシュ・フローの状況に影響する可能性を有するリスクが中心であるが、財務諸表注記よりも広範なリスクの分析と情報開示が求められている。
- 年次情報開示様式ではリスク要因の開示が求められている。このリスク要因には、会社の事業活動に固有の一般的なリスク環境、健康に関わるリスク、規制上の制約、経済的または政治的状況など、MD & A では開示されない可能性のあるリスク情報が含まれている。
- リスク情報の保証については、基本的に、GAAPに準拠した会計処理、開示および表示が行われているか否かを確認することが要求されている。

ただし、セグメント情報と金融商品（公正価値の測定と開示）を除き、具体的な監査手続に関する指針は示されていない。

- 証券法による財務報告規制では、MD & A と年次情報開示様式の監査またはレビューは要求されていない。しかし、CICA ハンドブックにおいて、MD & A と年次情報開示様式に含まれる財務情報および非財務情報が財務諸表に関する疑問を生じさせるか否か、またはMD & A と年次情報開示様式の中に、財務諸表と矛盾する財務情報、非財務情報または業務の過程で得た知識が含まれているか否かを確認するための手続を実施することが求められている。ただし、これらの手続の目的は、MD & A と年次情報開示様式に含まれている情報の正確性、信頼性または網羅性に対する保証を提供することではない。

（筆者は関西学院大学商学部教授）